

保健室から

保健室はお子さんが元気で楽しい学校生活を送れるようにサポートするところです。学校医や様々な機関と連携しながら子どもたちの健康を守ることに努めています。

- (1) 健康診断や発育測定を行います。
- (2) 心やからだの悩みについて、いっしょに考えます。
- (3) 学校でけがをしたら、応急処置ができます。
- (4) 気分が悪くなったり、調子が悪くなったりしたときは一時休養ができます。
- (5) 内服薬は、おいていません。

健康診断

「大きく変化していくからだの様子」や「毎日を元気に過ごすためにからだの調子」を知ることができるように健康診断を行います。

健康診断の結果、くわしく検査を受けた方がいい場合、「検診のお知らせ」の用紙をわたしますので早めに病院でみてもらいましょう。

健康診断項目

検診	内科	歯科	眼科	耳鼻科	
検査	視力	聴力	尿	心臓検診（心電図）	脊柱側弯
身体計測	身長	体重			
結核検診	問診後、必要に応じて胸部直接レントゲン				

学校・家庭連絡カード

学校でケガをしたり、からだの調子が悪くなったりしたとき、早く対処できるように準備をしておくものです。記入している事項に変更があったときは、必ず学級担任までお知らせください。

児童保健調査票

- (1) 1年生から6年生まで6年間使用します。お子さんの現在の健康状態を知り、健康診断や日常の健康管理に使用します。
- (2) 緊急時連絡先は、自宅電話番号・携帯電話番号がつながりにくい場合は、他のつながりやすい電話番号（勤務先等）もご記入ください。

学校感染症にかかったとき

学校感染症にかかったら、他の人に感染する心配がなくなるまで、学校を休まなくてはなりません。その期間は“出席停止”扱いになります。“欠席”にはなりません。回復して医師の許可ができれば登校できます。許可書などは必要ありません。

- ・水痘（水ぼうそう）
- ・麻疹（はしか）
- ・風疹（3日はしか）
- ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- ・マイコプラズマ肺炎
- ・インフルエンザ
- ・溶連菌感染症
- ・新型コロナウイルス感染症 など

☆わからないときは、保健室にご連絡ください。

学校内や学校の行き帰り等、学校管理下でけがをしたとき

学校管理下で、思いがけなくけがなどをされた場合、それを治すために使った医療費を給付する制度があります。これを独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済」といい、池田市では全員この制度に加入してもらっています。

給付の対象となる災害の範囲は、医療保険診療を受けた場合で、初診から治癒するまでの総医療費が5,000円以上(窓口で支払った額ではありません)のものをいいます。公費負担医療制度（児童医療・ひとり親家族医療費助成制度等）を使われた場合は、その旨お知らせください。書類は学校にありますので、医療機関を受診した場合はご連絡ください。

※学校管理下とは、学校の教育活動中、休憩時間中、登下校時を含みます。なお、一時帰宅されて学校へ遊びに来た場合やいつもと違う経路で登下校した場合、なかよし会及びキッズランドについては対象外です。

